

# 河上委員長発言

—商品先物取引法施行規則等の改正について—

〔平成27年2月17日〕  
消費者委員会

経済産業省及び農林水産省は、平成26年4月5日、「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」の改正案を公表して意見公募手続を開始した。当委員会としては、この改正案が、消費者保護の観点から見て、重大な危険をはらむものであることに鑑み、かかる動向を看過することができず、深く憂慮し、その再考を強く求める意見書を同年4月8日に公表した。

その後、消費者庁も含む3省庁間で協議が行われた結果、本年1月23日、経済産業省及び農林水産省は、「商品先物取引法施行規則」を改正し、新たな「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」（以下「新監督指針」という。）を公表した。

消費者委員会は、1月27日の第182回本会議において、本件について3省庁からヒアリングを行ったが、残念ながら、以下の点については、消費者保護の観点から、懸念が拭えない。

第1に、法令の構造上の問題である。本省令では、契約を締結できる基準について事前に説明する義務を課す、年令、収入に関する条件を設ける等、契約締結と契約内容に制限を設けた上で、勧誘行為を認める結果になる。

しかし、不招請勧誘の禁止は法律において規定されたものであり、それを大幅に緩めて原則と例外を逆転させるかのごとき形で省令で規定することが論理的に可能なのかという問題がある。

第2に、不招請勧誘禁止規制の立法趣旨との関係である。本省令では、契約締結の条件として、適合性原則や事前の説明義務の徹底が規定されているが、立法の際に、これらの措置では被害防止には不十分であると判断され、不招請勧誘が禁止されたものである。

本省令は、このような立法の際の経緯に反するものであり、問題が大きい。

最後に、実質的な問題で、消費者被害を防止できないのではないかという懸念である。

契約が認められる基準を説明する際、事業者は消費者に接触するが、その際、通常の外務員の行動パターンを考えれば、商品の有利さとか取引の持っている魅力といったものを語るセールス・トークが合わせて行われることが十分に予

想される。

本省令においては、基準について説明すれば、基準を満たすことを確認しなくとも（確認は契約までにすればよい）、実質的な勧誘を行うことは認められている。新監督指針においても、説明の際には、「勧誘条件を満たさないことが判明した場合には、速やかに電話を切る等の対応を行わなければならない」とあり、逆に言えば、年齢、収入等の条件を満たさないことが判明しなければ、事実上勧誘することになりかねない。

従って、事業者は、基準を説明しても、条件を確認しなければ、条件を満たさない者に勧誘することは可能となる。条件を満たさない者と契約することはできないが、勧誘された消費者が、後日、自ら契約を申し込むという形にすれば、違法とはならないとされることが懸念される。なるほど、新監督指針においては、「顧客から勧誘の要請があった場合でも、その前に顧客に対して勧誘がなされたことを受けて顧客が勧誘を要請するなど、実質的に顧客からの勧誘の要請があったと考えられない場合には、法第 214 条第 9 号に規定する不招請勧誘の禁止規定に抵触する」とされてはいるが、その前に顧客に対して勧誘がなされたことを受けて顧客が勧誘を要請したのかどうかを判断することは困難である。

少なくともこのような脱法的な行為を許さないためには、基準の説明の際に合わせて条件を満たすかどうかを確認することを義務付けるとともに、基準の説明内容や方法を限定する必要があると考えられるが、そもそも条件の確認については、これまでも金融資産等を多めに記載するように担当者が誘導したと認定した裁判例が多くあるように、その実効性は大いに疑問である。

さらに、理解度確認テストについても、商品先物取引の仕組みを説明されても、実際の相場変動によるリスクの大きさが分かるものではなく、また、これまでも事業者が理解度確認を書面で行っているが、予め正解を教えるなどの行為によって被害が生じてきていることから、今後、理解度確認テストを行うこととしても、同様の行為が行われることが予想され、被害防止への効果には疑問がある。

仮に、以上のような問題をはらむ本省令が施行される場合には、経済産業省、農林水産省及び消費者庁において、まず、施行前より、あらゆる消費者に対して商品先物取引のリスクを最大限周知することはもちろん、特に、条件を満たさない消費者が条件に合致しない事実をあらかじめ自覚できるようにするとともに、取引の損失が事業者の計算となるべき省令違反の事業者の行為を具体的に周知し繰り返し広く広報する等、想定される消費者被害の発生を防止するために最大限の取組を行うべきである。また、当初の接触時から取引開始に至るまでのあるべき事業者の説明対応内容を限定的に明示することにより、事業者が脱法的対応をする可能性を可及的に排除すべきである。さらに、勧誘に関する苦情相談が増加に転じる兆しが少しでも見えたときには、直ちに省令を見直すべきである。